

## 平成 27 年度 第 3 回立川市史編さん委員会 会議録

開催日時 平成 28 年 1 月 27 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

開催場所 立川市役所 101 会議室

出席者 [委 員] 大友一雄 ◎白井哲哉 杉山章子 鈴木 功 豊泉喜一  
○榑崎茂彌 保坂一房 星 由紀 和田 哲  
(◎委員長、○副委員長、50 音順、敬称略)

[事務局] 新海きよみ産業文化スポーツ部長 岡本珠緒地域文化課長  
小川 始市史編さん担当主査 朝比奈 新 清水裕介 森脇孝広  
渡瀬綾乃 岡部利和

傍聴者 なし

### 次第

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 先史部会の設置と部会長の委嘱について

**(事務局)**部会長は、國學院大学の谷口康浩教授。部会の名称は、これまで「考古部会」としていたが、「先史部会」に変更。自然環境から弥生時代ぐらいまでを担当する。部会員については、谷口教授が選考中。

#### (3) 市史だよりの刊行及び関連講演会の開催について

**(事務局)**「市史だより」の創刊号については、2 月末に刊行を予定している。A 4 判 12 ページ。市史編さんを始めることを市民にお知らせするのが主な内容。今回は、鈴木、豊泉両委員に執筆を依頼した。今後、年 2 回発行するので、編さん委員の皆さんには、順次、執筆を依頼したいと考えている。

関連講演会は、3 月 27 日（日）に開催する。講師は、白井委員長と中央大学の松尾正人教授。会場は、現在調整中。

**(委員長)**市史だよりについては、次号からは、各部会の進捗状況や新たな発見なども掲載していきたい。編さん委員にも執筆を依頼したいということなので、協力願いたい。関連講演会は、市民に、今後こういうことをやっていきますということをお知らせするもの。松尾氏は、明治維新研究の第一人者で、大変有名な方。

**(事務局)**市史だよりは、研究者だけを対象とするものではなく、広く市民をターゲットにしたものにしたいと考えている。

**(委員長)**市史だよりも関連講演会も、市民の関心を深めるものと位置付けている。

#### (4) 立川市史編さん基本方針について

**(事務局)**前回の当委員会のご意見を資料 3 にまとめ、それを基に資料 4 を作成した。前回提示したものと、資料 4 を対照したものが資料 5 である。

<資料 5 を基に説明>

**(委員)**索引については、どうなっているのか。

**(事務局)**資料編の内容が具体的にってから考えた方が良くと考えて、索引については、今回は明示していない。

**(委員)**市民が何か調べ物をする際、索引は、たいへん便利なものである。

**(委員)**総索引があると便利であることは理解しているが、近年の傾向として、ネットで調べることが主流になっているのではないかと。新しい市史が発行される10年後がどうなっているかは分からないが、これまでのように、索引や辞典的なものよりも、ネットを活用する方式に移行しているのではないかと考えられる。そのような意味で、今、索引の作成を明示しておかない方が良くのではないかと考えている。

**(委員)**索引には、大事なもののポイントを示す働きもあり、そのような視点も大切である。また、ネットを使えない人もいるということも考えなければならない。

**(委員)**ネットの利用は、あくまでツールとして、入口の役割を果たすもの。今後の10年間を考えると、どんな時代になっているか分からないが、ネットの使い勝手も良くなっているのではないかと。

**(委員長)**検索ツールが必要なことは、皆が認めるものである。また、ネットを使いこなせない人の事も考えなければならないことも、当然のことである。私としては、デジタル検索は抽出であり、紙の検索は総覧であり、機能が違い、両方必要であると考えている。ただ、索引を作るのは、刊行事業が完了した後でなければならない。また、デジタルと紙の両方を並立させるためには、刊行事業の終了後に、立川市として市史の新たな活用事業を立ち上げるのが筋ではないかと考える。今後、市史編さん事業の刊行物をより広く活用する施策を用意することを展望するということ、基本方針には記さなくても、議事録に残していくということ、理解願いたい。

**(副委員長)**「3. 実施事業(1)」の文言が具体性に欠ける。市民に情報提供を求めることが大切。それを基本方針の中にしっかり明示しておくことが必要である。市民が知りたいことや要望を取り上げていくことが、市民が読む市史につながるのではないかと。そこで、「3. 実施事業(1)」に、「情報提供」について、追加してもらいたい。

**(事務局)**「市民の参加・参画」には、情報提供も含まれていると理解している。

**(事務局)**整理すると、「市民の参加・参画の機会の創出に努め、市民からの情報提供を求めるとともに、」ではどうか。

**(委員)**2つの文章にした方が分かりやすくなるのではないかと。市民の能動的な情報提供を求めるものになる。

**(委員)**市民からの情報提供が大切。資料があつてこそその市史編さん事業である。市民が情報提供をする機会を、行政が作る事が大切であつて、その意味で、この部分は、文章を区切らず、一文で良いと思う。

**(委員)**「2. 目的の(1)」をどう実現していくか。一番大切なことは、見えにくいもの、見えないものをどう掘り起こし、汲み取っていくかということ。社会的に発信する手段や機会をもたない一般市民の声を、どう市史に収めていくかについて、共通の認識を持っていた方が良く。そのためには、市民からの情報提供をしてもらう仕掛けを工夫する必要がある。情報提供の機会の創出に努めるという意味では、一文で良い。

**(委員長)**基本方針では、具体的にどういったことを行っていくかということではなく、

理念を示すものである。

**(事務局)**「参加・参画及び情報提供」とすると、市民が受け身の表現になる。

**(委員)**情報提供は、市が市民に対して行うものであって、市がその場の創出に努めなければならないというニュアンスになる。

**(委員)**市が情報提供の機会をつくることにより、それを受けて市民が能動的に活動していくというイメージである。

**(委員)**市民が活動する場をつくるのが行政の役割。行政が情報提供するだけでなく、市民が自ら情報を発信できる仕掛けを工夫して、能動的に活動できる環境をつくる必要がある。

**(副委員長)**私のイメージとしては、ホームページをつくっておいて、そこに情報を寄せてもらうということが、事務局や編さん委員、編集委員に分かるようにしておくといいのかなと思っている。ネットで情報を提供してもらう仕組みが一番便利である。

**(委員長)**「3. (4)」の「電子媒体を使った情報発信」に、それは含まれていると考えられる。この基本方針は、市の基本的な姿勢を市民に示すものであり、これまでの議論をまとめ、「参加・参画及び情報提供の機会の創出に努めるととともに」と、一文にすることでいかがか。

#### <一同 異議なし>

**(委員)**「3. 実施事業 (4)」の「研究団体等」に、「研究者」を加えたらどうか。

**(事務局)**研究だけではないので、「関係団体」としたらどうか。

**(委員長)**関係団体に変更することとする。

**(委員)**「1. 趣旨」の1行目が煩雑。「記念して、「上巻」は昭和43(1968)年12月、「下巻」は昭和44(1968)年1月に刊行されました。」にしたらどうか。

**(委員長)**そのように変更する。

**(副委員長)**「3. 実施事業 (5)」に、「文書館等」を入れることはできないか。せっかく集めた資料が埋もれてしまわないように。

**(委員長)**重要な問題であり、前回の委員会でも話題に出したものである。

**(委員)**市民参加型の市史編さんという観点から、市史編さんが終わった段階で、市民の活動も終了してしまうのは残念なこと。そのような意味で、市民とのつながりの場、市民の活動する場、広く市民に開かれた場としての文書館をイメージさせるためにも、施設名を入れる考えに賛成する。

**(事務局)**施設の新設については、スリム化するという公共施設のあり方方針があり、全庁的に検討しなければならない課題である。この場で議論することはできない。

**(委員長)**市史編さんの中で発見された資料を保存・管理する施設が必要であることは、言うまでもないことであり、そのような施設の設置に向けた方向性を持っておくべきであると思っている。しかし、特定の具体的な施設名を入れて縛ってしまうことはいかがなものか。市の施策を制約してしまう恐れがある。

個人的には、歴史民俗資料館のグレードアップには、個人的には賛成しかねる。それで終わりにしてもらっては、困る。将来に向けた施策をつくるための検討を、市史編さんの中で行っていきたいと考えている。そこで、「3・(5)」に「将来にわたっ

て」を挿入したらどうか。

**(委員)**資料の収集は、市史編さんの終了後も続くものであり、それをどこかに記述する必要はないか。

**(委員長)**「将来にわたって」の中に、そのような考えも含まれていると考えている。

**(副委員長)**三鷹市では文書館をつくることになっているし、すでに設置しているところもある。文書館のようなちゃんとしたものをつくるということを明記してもらいたい。

**(事務局)**市史編さんに着手したからには、収集・整理された資料を保管・活用する何らかの仕組みや場が必要であることは認識している。

**(事務局)**「3.(5)」の「公開・活用するための方法」を「公開・活用するための施設・方法」にしたらどうか。

**(委員長)**この基本方針は、市史編さん事業を行う今後10年間に何を行うかということを行うものである。そのため、施設を建てるということを記述するのではなく、施設の確保を含めた、資料の保存・活用の方法を検討するということを記述することが必要となる。どんなものにするかは、市史編さんとは別に、市で検討する課題になる。

**(委員)**市史編さん事業の中で収集した資料を、どこでどのように保管管理するかということが、緊急の課題となっている。今の事務局のある場所は、狭く、収蔵できない施設である。4月に本庁に移転するが、そこも収蔵できるスペースが少ない。1年半後にまた移転し、ようやく収蔵スペースが確保されると聞いている。編さん期間中の資料の扱いも、重要な課題である。

**(事務局)**早急に資料を安全に保管できる環境を整える必要性を感じているところである。

**(委員長)**それでは、「3.(5)」について、「市史資料や歴史的公文書等を将来にわたって適正に保存・管理し、公開・活用するための施設・方法を検討する。」とする。

**(委員)**「5.組織及び体制」にある「庁内組織との協力・連携」について、例えば課長クラスからなる庁内組織のようなものを新たに設置するのか。

**(事務局)**新たに組織する考えはない。既存の組織で対応できると考えている。

**(委員)**前回の委員会でも話題になったが、自然についてはどうなるのか。

**(事務局)**自然環境については、先史編で記述する。

**(委員長)**名称については、どうするか。「新編立川市史」(仮称)となっているが。

**(事務局)**仮称でも構わない。

#### <委員長が編さん方針案の全文を朗読>

**(委員)**「2.(4)」の「歴史的公文書等」には、民間で保管されている文書も入るのか。

**(委員)**ここでの記述では入っていると考えて問題ない。

**(委員)**普及版については、単なる要約ではなく、魅力あるものにしてもらいたい。

**(事務局)**本日の審議で、答申の案が取れたので、市長に答申する。答申を受けた後、決裁を経て市の方針とする。

**(事務局)**市長には、2月17日午前9時に答申する。出席できる委員は出席を。

#### (5) その他

**(事務局)**次回は、来年度、9月ぐらいに開催する予定。